

国立大学法人高知大学における規則等の取扱基準に関する規則

平成16年4月1日

規則第14号

最終改正 令和6年3月15日規則第66号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学（以下「法人」という。）における規則等の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において規則等及び要項等とは、この規則の定めに基づき、法人の義務遂行に関して準拠すべき基準の定めであり、成文化されたものをいう。

2 この規則において部局長とは、各学系長、各学部長、土佐さきがけプログラム運営委員会委員長、大学院総合人間自然科学研究科長、医学部附属病院長、各学内共同教育研究施設の長、海洋コア国際研究所長、保健管理センター所長、各機構長、各室長、事務局長並びに関係法令、規則等及び要項等により一定の事項を掌理する各種委員会等の長をいう。

(規則等の種類)

第3条 規則等の種類は、次のとおりとする。

(1) 規則

基本規則、学則その他法令上又は法人（大学を含む。）の管理運営上、基本となる事項を学長又は部局長が定めたもの

(2) 細則

前号の規則を受けて、学長又は部局長が業務を遂行する上でその細部について定めたもの

2 前項各号に定めるもののほか、必要に応じて他の名称を使用することができるものとする。

(審査)

第4条 規則等を制定（改正及び廃止を含む。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ主管課（室）長は、次の必要書類を総務部総務課長に提出し、その審査を受けるものとする。

(1) 規則等の案（新規制定及び全部改正の場合に限る。）

(2) 制定規則文案

(3) 条文の新旧対照表案（一部改正の場合に限る。）

- (4) 関係法令の抜粋
 - (5) その他参考事項（制定の概要、関係委員会等での審議予定、予算措置、他の大学の状況等）
- 2 前項の場合において、主管課（室）長は、必要に応じて、あらかじめ規則等の案について関係部課（室）と協議を行うものとする。
- 3 第1項の場合において、総務部総務課長は、内容について違法若しくは違式又は字句の訂正を要すると認めるときは、これを加除し、又は訂正することができる。
- 4 前項のほか、総務部総務課長は、規則等について必要があると認めるときは、主管課（室）長に対して適当な処置を講ずることを求めることができる。

（制定手続）

第5条 学長が制定する規則等の制定手続は、次の各号に従って行うものとする。

- (1) 主管課（室）は、担当理事と協議の上、素案を作成する。
 - (2) 素案について、前条の規定により総務部総務課及び関係部課（室）と協議をする。
 - (3) 素案を主管課（室）で担当理事と協議の上再検討し、関係審議機関の議を経て原案を作成する。
 - (4) 担当理事の発議により、役員会において審議を行う。
 - (5) 学長が制定する。
 - (6) 第9条の規定に基づき学内に周知する。
- 2 前項にかかわらず、学長が制定する規則等のうち、関係法令及び規則の定めに基づき部局長が掌理する事項に係る規則等の制定手続は、次の各号に従って行うものとする。
- (1) 主管課（室）は、部局長と協議の上、素案を作成する。
 - (2) 素案について、前条の規定により総務部総務課及び関係部課（室）と協議する。
 - (3) 素案を主管課（室）で部局長と協議の上再検討し、教授会等関係審議機関において審議を行う。
 - (4) 部局長による規則等案の決定
 - (5) 第7条に基づき学長へ報告
 - (6) 決裁を経て、学長が制定する。
 - (7) 第9条の規定に基づき学内に周知する。
- 3 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、役員会等及び関係審議機関の議を省略できるものとする。
- (1) 法令等の改正に基づく法令名等名称の変更又は適用条項の変更による改正

- (2) 事務組織の設置改廃及び職名の変更に伴う条文等の軽微な改正
- (3) 字句の整備のための改正
- (4) その他法人の義務遂行上の手続で軽微な改正

4 主管課（室）は、前項の規定を適用しようとするときは、総務部総務課とあらかじめ協議するものとする。

（説明）

第6条 前条第1項に規定する役員会における規則等の内容説明は、当該担当理事が行う。

（報告）

第7条 部局長は、第5条第2項に規定する規則等案を決定したときは、当該規則等の制定規則文、新旧対照表（一部改正の場合）を添えて学長に速やかに報告しなければならない。

（制定番号）

第8条 第5条の規定により規則等を制定した場合は、その規則等に、その制定の順序にしたがって、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる制定番号を付するものとする。

（周知）

第9条 第5条の規定により規則等を制定した場合は、高知大学規則集に制定又は改正した規則等を掲載するとともに、高知大学学報に掲載し、学内に周知させるものとする。

2 規則集への掲載等に関する事務は、総務部総務課において処理する。

（部局長が制定する規則等の取扱い）

第9条の2 部局長が制定する規則等の取扱いについては、この規則によるもののほか、部局長が別に定める。

（要項等）

第10条 要項等の種類は、次のとおりとする。

(1) 要項

規則、細則に定めのない事項、若しくは事務処理上必要な事項について定めたもの

(2) 要領

事務の実施に当たり、その取扱方法、手続及び手順について定めたもの

(3) 基準

資格及び要件等、特定の事項に対して判断をする際の基準について定めたもの

(4) 指針

法令等に定められた遵守事項又は本学において定める遵守事項に係る取扱い等の方針等を定めたもの

(5) 内規

特定の組織内における取扱い、特定の事業の実施等について定めたもの

- 2 前項各号に定めるもののほか、必要に応じて他の名称を使用することができるものとする。
- 3 要項等は、学長、理事、部局長その他の規則等の規定により権限を委任された者（会議体を含む。）（以下「制定者」という。）が、必要に応じて関係審議機関で審議の上、定める。
- 4 要項等を制定（改正及び廃止を含む。）しようとするときは、主管課（室）長は、要項等の案、その他参考事項を総務部総務課長に提出し、その審査を受けるものとする。審査については、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 5 要項等を制定した場合は、必要な周知を行う。この場合において、総務部総務課長と協議の上、高知大学規則集に掲載することができる。
- 6 この規則に定めるもののほか、要項等の取扱いに関し必要な事項は、制定者が定める。（規則等事務の総括）

第11条 規則等に関する総括事務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年2月9日から施行する。

附 則（平成18年7月12日規則第17号）

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第91号）

この規則は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成27年11月20日規則第49号）

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日規則第66号）

- 1 この規則は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に制定されている規則等及び要項等については、この規則による改正後の国立大学法人高知大学における規則等の取扱基準に関する規則の規定により制定等されたものとみなす。